NOSAIみえ
のうさい

創刊号
2017.SUMMER

p2 第１回通常総代会開催
p5 役員、総代紹介
p6 各事業紹介

安心のネットワーク
NOSAI

この広報紙は、農業経営の安定を図るため、農業災害補償法に基づき、三重県内の共済事業を行うため設立した三重県農業共済組合が発行するものです。

農家との接点強化と信頼関係の構築に力を入れ頼られるNOSAIへ

第１回通常総代会開催　全議案を可決

組合長理事あいさつ

三重県農業共済組合
組合長理事　水谷（みずたに）　元（げん）

本日、三重県農業共済組合　第1回通常総代会を開催いたしましたところ、皆様方にはご多用の中、ご臨席を賜り厚くお礼申し上げます。

平素は農業共済事業運営に格別のご理解とご協力を賜わり、重ねてお礼申し上げます。

ご承知のように、本年は組合員数3万5000人、総共済金額5千330億円の三重県農業共済組合として新たに発足する記念すべき年となりました。

あらためて農業者の皆様方のご理解と関係各位のご指導、ご協力に深く感謝申し上げます。

現在、農業・農政全般は大きく様変わりしようとしております。

制度施行以来　70年を迎える農業共済についても例外ではなく、現行の農業共済制度については、より効果的、効率的なものとなるよう、大幅な見直しが予定されています。

現行制度では対応できない農業経営全体に着目した「収入保険」について、今年度中に法制化され、新たに「農業保険法」という新制度としてスタートする準備段階に入っております。

昨年度は相次ぐ自然災害、鳥獣害などで農作物共済から建物共済あわせて8億1,500万円の共済金をお支払いしました。

当組合といたしましては、これまでの農業共済制度とあわせて、価格低下も含めた収入減少も補てんされる収入保険制度のもと、本県農業経営の安定に寄与できるよう全力で取り組む所存です。

そのためには、本所のほか県内7つの支所を設置し、役員11名、職員127名の体制により、農家との接点強化と信頼関係の構築に力を入れ、新たな農業保険の普及推進活動を展開する予定です。

さて、本日提出させていただく議案につきましては、昨年度の実績と本年度の事業計画のほか、多岐にわたっております。

前もって各支所にて、ご説明させていただいておりますが、改めて十分なご審議を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本日ご臨席の総代の皆様、またご来賓の皆様方のご健勝をご祈念申し上げ、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

水谷元組合長理事

NOSAIの理念

農業は　緑　土　水を守り
豊かな食料を供給する産業です
わたくしたちＮＯＳＡＩは
みずからの知と技を磨き
信頼の絆によって損害の防止と補てんに努め
日本農業の発展と
うるおいのある社会づくりに貢献します

三重県農業共済組合 第1回通常総代会

知事祝辞

三重県知事　鈴木（すずき）　英敬（えいけい）

本日、ここに、三重県農業共済組合の第1回通常総代会が盛大に開催されますことを、心からお喜び申し上げます。

また、平素は、県行政、とりわけ農業災害補償制度の運用を通じ、農業生産の安定と農業・農村の発展にご尽力いただき、厚くお礼を申し上げます。

三重県農業共済組合におかれましては、運営基盤の強化、組織の効率化、県内農業者に対する均質なサービス提供等を目的として、県内農業共済組合等の組織整備を実施し、本年4月1日に県全域を事業区域とする新たな組合としてスタートされました。

関係者の皆様方のご努力に対して、改めて深く敬意を表しますとともに、本県の農業者の経営安定に向け、引き続き一丸となって、効率的かつ健全な事業運営とサービス向上にご尽力いただきますようお願いいたします。

農業災害補償制度は、昭和22年に施行された農業災害補償法に基づき創設され、以降70年の永きにわたり農業経営のセーフティネットとしての機能を発揮してきました。

また、近年、過去に例をみない自然災害が増加傾向にあり、農業災害補償制度及びその実施主体である農業共済組合の果たす役割が大きくなってきています。

このような中、今国会に提出された農業災害補償法の一部を改正する法律案には、農業収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和するための新たな制度として、農業経営収入保険制度の創設が盛り込まれたところであり、今後、農業共済組合が担う役割は、これまで以上に重要になると考えています。

皆様方におかれましては、本日を契機にさらに団結力を高められ、農業者に愛され信頼される組合となるように取り組んでいただきますとともに、農業者が安心して農業を営むことができ、未来に向かって意欲的に挑戦できる、そうした本県農業の実現のためにお力添えいただきますよう、心からお願い申し上げます。

結びにあたり、三重県農業共済組合の益々のご発展と、本日ご列席の皆様方のご活躍を祈念いたしまして、お祝いの言葉といたします。

知事祝辞を代読された
三重県副知事　渡邉信一郎氏

第1回通常総代会

平成29年5月27日、本組合は、第1回通常総代会を津市で開催しました。

水谷元組合長理事の挨拶に始まり、来賓の渡邉信一郎三重県副知事、髙橋博全国農業共済協会長、藤田栄二農林水産省東海農政局地方参事官（三重支局長）よりご祝辞をいただきました。

議長に秦哲哉総代が選出され、議事では総代35名全員出席（本人出席34名、書面出席1名）のもと、「平成28年度事業報告書・財産目録・貸借対照表・損益計算書及び剰余金処分案・不足金処理案」や、「平成29年度事業計画及び業務収支予算案」、「平成29年度事務費賦課額及び徴収方法決定」の他、新組合としての運営上必要な全13議案について可決承認されました。

本組合は、農業災害対策の柱として、損害防止や補てんなど農業のセーフティネットとしての機能と使命をこれまで以上に発揮していくのはもとより、今後導入予定の収入保険事業を担うため職員の資質向上に努め、引き続き農家・地域の皆様の経営安定に取り組み、頼られるNOSAIを目指して参ります。

議長を務められた秦哲哉総代

三重県農業共済組合 第1回通常総代会
全国農業共済協会長祝辞

全国農業共済協会
会長　髙橋（たかはし）　博（ひろし）

本日ここに、三重県農業共済組合第1回通常総代会が開催されるに当たり、一言、御祝辞を申し上げます。

このたび、皆様方におかれましては、三重県の御指導をいただきつつ、幾多の課題を乗り越え、一組合化を実現されました。このことは、水谷組合長並びに河上前連合会長を始めとする本日御列席の関係者各位の並々ならぬ御尽力の賜物であり、心から敬意を表する次第であります。特に収入保険制度の導入並びに農業共済制度の改革を控え、両制度の実施主体となる農業共済団体としては、その運営及び財務基盤の強化に加え、両制度の積極的な推進のためにも、一組合化は最大の効果を発揮するものであります。このような中、今年迎えますNOSAI制度七十周年の節目のタイミングで、組織の再編・一元化を実現されましたことは、誠に時宜を得たものであり、改めてお祝いを申し上げます。

さて、収入保険制度の導入及び農業共済制度の見直しを内容とする「農業災害補償法の一部を改正する法律案」は、今通常国会に上程され、近々審議が行われる予定となっております。このうち収入保険制度については、これまで農業共済制度でカバーしてきた災害補償に加え、価格の低下も含む農業収入の全体の減少を補償する仕組みであり、基本的に全ての営農部門を対象として青色申告を行っている農家や法人が加入することとなります。

他方、農業共済制度については、農家ニーズを反映した家畜共済の抜本改正等が行われる一方で、農作物共済の当然加入制や引受方式の見直しなども盛り込まれておりますが、規模の大小にかかわらず農業再生産が阻害されることを防止し、損失の合理的な補てんを行うという農業共済制度の使命は何ら変わることはありません。

いずれにしても、農家の方々には、平成三十一年産からは収入保険制度、あるいは改正後の農業共済制度のどちらかを選択して加入していただくこととなりますが、「備えあれば憂いなし」の農業生産体制を確立していくため、新たな制度実施に向けた早期の取り組みについて、本日御列席の皆様方の従前にも増しての御理解と御尽力をお願い申し上げます。

特に、これまで私どもNOSAIは災害対策の基幹的ネットワークとして、「縁の下の力持ち」としての役割を自負し、これを担ってきたわけですが、これからはそこにとどまらず、農家の経営の発展をどのように支えるのか、損害の補てんだけではなく、農家が経営改善を進めるその方向を選択する際、その手助けをしていくことが求められることになります。

このような新たな業務を円滑に進めるためには、これまでも農業共済綱領やNOSAIの理念に謳われてきたように、仕事に熱意を持ち創意工夫を凝らし、自らの知と技を磨くとともに、信頼のきずなを深め、これまで以上に農業の現場・実務に日頃から関わり、知識を蓄えつつ農家の方々に対応していくことが必要となります。

災害の発生を起点として仕事を行うというこれまでの意識から一歩進め、常に農家の方々の日々の動きを注視し、そこに日頃から関わるという「さらなるフィールドへ」の取り組みの強化が重要となります。加えて、他の農業団体との連携や三重県並びに県下各市町の農政担当部局との情報交流の強化も必要となってまいります。是非とも皆様方にはこれらのことについて御理解いただき、特段の御尽力と御協力をお願いするものであります。

最後になりますが、本日御列席の皆様方の御健勝をお祈り申し上げますとともに、本日の第1回総代会を契機として、三重県の農業とNOSAIが益々発展されますことを祈念して御祝辞といたします。

役員・総代の紹介

◇役員

組合長理事	水谷　元
副組合長理事	河上　敢二
	亀井　利克
専務理事	杉本　隆
理　事	諸岡　稲造
	前葉　泰幸
	久保　行男
	廣垣　逸夫
代表監事	石原　正敬
監　事	伊藤　隆
	窪田　浩久

◇総代

桑員支所	松永　幸雄
	磯貝　貞夫
	伊藤　辰巳
	小川　準二
三泗鈴亀支所	坂井　正紀
	伊藤　保之
	北川　大嗣
	杉野　隆
	川戸　敏弘
	秦　哲哉
	林　克幸
津支所	林　秀和
	前川　和彦
	岡山　裕
	野田　清太
	中谷　秀央
松阪飯多支所	岩田　雅昭
	玉野　雅彦
	松田　忠正
	栃木　善明
	米田　達弥
	小竹　行哉
	上岡　國彦
伊勢地域支所	山口　卓男
	中東　松衛
	結城　廣昭
	西岡　正雄
	坂本　裕
伊賀名張支所	中川　芳一
	宮脇　照巳
	森本　清
	森岡　文孝
	百地　豊作
東紀州支所	谷口　武久
	福岡　淳史

水稲共済

被害申告は収穫前に！

一筆につき3割※以上の被害が対象

水稲の収穫期を間近に迎え、風水害等の自然災害、いもち病やカメムシ等の病虫害、年々増加しているイノシシやシカ等の鳥獣害により、一筆につき3割※以上の減収量が見込まれる場合は、必ず収穫前に被害申告を行ってください。

共済金はこうして算出されます

提出された野帳に基づき、職員等による実測調査や損害評価会委員による抜取調査を実施し、地区間の均衡を調整し共済減収量を決定します。

一筆ごとに基準収穫量の3割※を超える被害が生じた場合に支払われる共済金は、1kg当たりの共済金額（主食用米191円）に3割を超えた部分の被害量（共済減収量）を乗じて算出されます。

※：7割補償に加入の場合

被害申告が無い場合や収穫後の被害申告に対しては共済金をお支払いできません。

被害申告の方法とその後の流れ

1 各地区の共済連絡員・損害評価員・区長等から野帳（白紙）を受け取ります

2 被害耕地一筆につき１枚の野帳を作成します

共済細目書(控)を参考に必要事項を記入してください↓

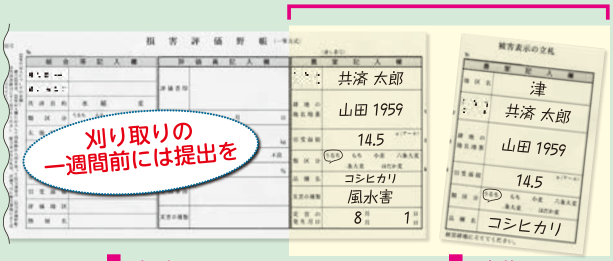

↓提出用　↓立札用

3 野帳の右側を被害耕地に立てます

4 野帳の左側は各地区の損害評価員に提出します

立札を基に評価員が検見します。

現地確認に必要な立札です。被害耕地の見やすい場所に立ててください。

5 評価員の調査後に組合へ野帳が提出されます

10アール当たりの共済金算出例

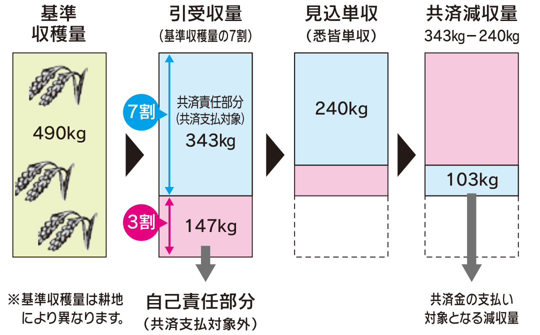

1kg当たり共済金額 191円 × 共済減収量 103kg ＝ お支払共済金 19,673円

果樹共済

近年、夏場の猛暑や台風の大型化など異常気象の影響や、山間部の獣害により果樹の被害が発生しています。

気象災害等の被害発生時に損害を補てんできるのは「果樹共済」です。

今後の果樹経営の安定・安心のためにも、果樹共済への加入をおすすめします。

★加入できるのは…

結果樹齢となった下記の果樹について、栽培面積が定められた基準（5a）以上栽培されている方です。

うんしゅうみかん	なつみかん	指定かんきつ（不知火）
4年	5年	5年

★掛金の払込み期間：7月20日まで

畑作物（大豆）共済

近年、集中豪雨・台風の大型化、猛暑など異常気象の影響や、山間部の獣害による大豆の被害が発生しています。

気象災害等の被害は例年多い傾向にあり、損害を補てんすることが求められています。

今後の経営の安定・安心のためにも、畑作物（大豆）共済への加入をおすすめします。

★加入できるのは…

栽培面積が基準（10a）以上の大豆を栽培されている方です。

※「えだまめ」及び「黒大豆」は加入対象から除かれます。

★加入申込み期間：6月10日～7月10日まで
★掛金の払込み期間：8月15日まで

※正当な理由がなく、共済掛金の払込みを遅滞された場合、共済規程により共済関係を解除することになりますのでご了承ください。

家畜共済

◆共済の対象

①牛　出生後第5月の月の末日を経過したもの（ただし、出生後第5月の月の末日を経過しない子牛及び授精等の後240日以上の胎児を対象とすることが可能）

②種豚　出生後第5月の月の末日を経過したもの

③肉豚　出生後第20日の日（その日に離乳していないときは、離乳した日）から出生後第8月の月の末日までのもの

◆お支払い対象

次の場合に、共済金が支払われます（※1）

①牛（子牛を含む）、種豚の死亡（と殺等（※2）を除く）、廃用（※3）、疾病及び傷害

②牛の胎児及び肉豚の死亡（と殺等（※2）を除く）

（※1）家畜の導入などの共済責任開始日から2週間以内（待期間中）に発生した死廃事故及び病傷事故は、原則として、共済金が請求できません。しかし、事故原因が加入後であることが明らかなケースは、共済金が請求できる場合があります。
（※2）家畜伝染病予防法による手当金等により、家畜伝染病予防法の規定による評価額について満額補償される場合は、共済事故の対象とはなりません。
（※3）共済事故の対象となる廃用は、疾病や傷害によって死にひんした状態になるなど家畜として使用する価値がなくなったことによる廃用です。（老齢等、能力低下により単に使用価値を失った家畜の廃用は対象に含まれません。）

万が一の火災・自然災害に備えて NOSAI の建物共済に加入しよう!

建物共済

・建物本体
・建物本体＋家具類
・建物本体＋農機具

火災共済
火災、落雷、破裂・爆発、車両の衝突等、物体の落下、盗難によるき損・汚損などが対象

木造の一般住宅で1,000万円の加入の場合
1年間の掛金 6,800円

総合共済
火災共済の対象事故に加え、風水害などの気象上の原因（地震含む）による災害が対象

木造の一般住宅で1,000万円の加入の場合
1年間の掛金 21,000円

あなたの大切な農機具を守ります!

農機具損害共済

入っていただける農機具
・トラクタ
・コンバイン
・田植機

附属装置については
ロータリー・ハロー・プラウ・溝堀機・あぜ塗機

対象となる事故
盗難、火災、落雷、自然災害（地震等は除く）、転覆、衝突、接触など
※10万円以上の損害より補償

掛金は
100万円の加入の場合
年間5,000円（1万円あたり50円）
※中古で購入された農機具は加入できません

園芸施設共済

質問 ガラス室やプラスチックハウスの補償は大丈夫ですか？

答え NOSAIの園芸施設共済があります！

■加入できるものは？

園芸施設本体	ガラス室　プラスチックハウス　雨よけハウス　多目的ネットハウス
附帯施設	換気施設　冷暖房施設　かん水施設　カーテン装置　など
施設内農作物	園芸施設本体内で栽培する農作物（野菜・花き・鉢物など）
撤去費用	倒壊した施設の撤去に要した費用（被覆物は対象になりません）
復旧費用	施設本体を復旧した場合に要した費用（被覆物は対象になりません）

■補償期間は？

掛金が納入された日の翌日から1年間
（被覆期間が1年未満の場合は2か月からの短期引受もできます）

■共済掛金は？

$$共済掛金 = 共済金額 \times 掛金率 \times \frac{共済責任期間}{12か月} - 国の負担額（50\%）$$

※復旧費用のみ全額農家負担となります

■共済金支払対象は？

①風水害、地震等の自然災害 ②火災 ③破裂・爆発 ④航空機の墜落・接触・航空機からの物体の落下 ⑤車両及びその積載物の衝突及び接触 ⑥病虫害 ⑦鳥獣害

■共済金の支払いは？

共済金＝損害額（時価額 × 損害割合）× 補償割合

※1事故で1棟毎に損害額が3万円又は共済価額の1割相当額を超えたときに支払対象となります。撤去費用・復旧費用は撤去や再建に要した領収書を確認後の支払いとなります

詳細やお申し込みは、お近くのNOSAI各支所までお問い合わせください。

NOSAIみえ 2017年 創刊号
発行／三重県農業共済組合

★ 平成30年　秋に向けて　準備中 ★

農業経営者ごとの収入全体を対象とした
総合的なセーフティネットとして、収入保険制度を導入します。

収入保険制度の対象者は、青色申告を行っている農業者です。

自然災害だけでなく、価格低下なども含めた収入減少をサポートします。

品目の限定は、基本的にありません。

国は、保険料・積立金の助成や政府再保険により支援します。

窓口は、地域の農業共済組合が担当しますので、御相談ください。

備えの種をまこう。

■新たなキャッチフレーズ

「備えの種」は、農業共済制度と収入保険制度、及び被害の未然防止に取り組むRM（リスクマネジメント）支援活動等を表し、「種をまこう。」との呼びかけは、全ての農業者に対して両制度等を普及していくNOSAI団体の決意を示しています。

農業災害補償制度70周年の節目に、収入保険制度の導入が決定し、従来以上の幅広い経営リスクに対応し、「備えあれば憂いなし」の農業生産体制構築を目指すNOSAI団体の姿勢とも一致します。

また、句点は言葉をまとめ、意味を強調する効果があります。

安心のネットワーク
NOSAI 三重

三重県農業共済組合

本　　　所	〒514-0003	津市桜橋 1-649	TEL059-228-5135	FAX059-224-1794
桑員支所	〒511-0902	桑名市松ノ木 4-7-89	TEL0594-33-1117	FAX0594-33-1718
三泗鈴亀支所	〒512-1211	四日市市桜町 3690-4	TEL059-329-8780	FAX059-329-8783
津　支　所	〒514-2113	津市美里町三郷 48-1	TEL059-279-8210	FAX059-279-8211
松阪飯多支所	〒519-2181	多気町相可 1687-4	TEL0598-38-3331	FAX0598-38-8039
伊勢地域支所	〒516-0804	伊勢市御薗町長屋 1221	TEL0596-28-3350	FAX0596-28-3312
伊賀名張支所	〒518-0825	伊賀市小田町 1380-1	TEL0595-24-2501	FAX0595-24-2265
東紀州支所	〒519-4324	熊野市井戸町 450-1	TEL0597-85-3821	FAX0597-85-3822
家畜診療所	〒514-0003	津市桜橋 1-649	TEL059-228-6282	FAX059-228-6300

info@nosaimie.or.jp（代表）　http://www.nosaimie.or.jp/

編集／企画情報課 TEL059-228-5135
印刷／伊藤印刷株式会社